

旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市観光振興に係る現状・課題などを踏まえ、将来に渡り持続可能な観光振興を図るための自主的な財源確保策について検討を行うため、旭川市中小企業審議会規則第4条第1項に基づき設置する、旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 新たな観光財源の制度に関すること。
- (2) 新たな観光財源の使途に関すること。
- (3) その他、本市観光施策における目的の達成に必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表1の委員及び臨時委員をもって構成する。

(任期)

第4条 部会の委員及び臨時委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、旭川市観光スポーツ交流部観光課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議で諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失う。

別表 1

委員及び臨時委員

任期 委嘱の日から令和6年3月31日まで

区分	氏名	所属・役職名	備考
審議会委員	柏葉 健一	旭川市中小企業審議会 委員	
学識経験者	杉村 樹可	旭川市立大学 経済学部教授	
宿泊事業者	草嶋 一介	旭川ホテル旅館協同組合 理事	
	菊原 洋樹	旭川シティホテル懇話会 会長	
観光事業者 及び 観光関係団体	喜久野 夕介	旭川ふるさと旅行株式会社 代表取締役	
	佐藤 昌彦	(一社)大雪カムイミンタラDMO 副理事長	
商工団体	古川 善裕	旭川商工会議所 事務局長	
旅行関連 事業者	谷崎 修	日本旅行業協会北海道支部旭川地区 連絡会 副委員長	